

令和5年度 第1回上下水道運営委員会 会議録

日 時／令和5年8月31日（木）18時55分～19時55分

会 場／中標津町役場3階301会議室

出席者／上下水道運営委員 9名（欠席4名）

事務局 7名

1. 開会

委嘱状交付

2. 挨拶

中標津町 副町長 遠藤 俊勝

3. 議事

報告 第1号 事業概要について（水道事業会計、下水道事業会計）

報告 第2号 令和5年度の取組について

～業務主査より資料に基づき説明。

4. 質疑

委員長：資料6ページの今後の料金改定への検証についてですが、下水道事業だと、今後、料金改定が必要かどうかについての検証をまずは行なっていくという組立の考え方でよろしいでしょうか。

業務主査：お見込みのとおりです。まずは、令和5年度の決算状況を踏まえて、この先現金がどのくらい不足するのか、それをカバーするためにはどうしていけばよいのかという検証を、数字を把握しながら検証を行なっていきたいと考えています。

委 員：水道のコンセッション方式というのが注目されていると思うのですが、今後現金が不足するということを理解してもらうためにも、独立採算制のなか、なかなか水道事業が収益を上げることが難しいことをわかってもらうためにも、どういう構造で成り立っているのかを聞いてなかったとか言われないう、5年とは言わずちょうど今注目されているところなので、宮城県や海外でやっても難しいんだということを、皆さんに周知していけばよいのではと考えます。

根室市やこっちのほうがどうしても水道代が高いと思われていますが、今構造的にこうなっているという説明ができると思いますのでよろしくをお願いします。

あと、もう一点、資料8ページにあります7月に行なった給水停止業務の閉栓

した 15 件については、その後どうなっているのでしょうか？

業務主査：その後は閉栓したままのところもあるし、お支払いいただいたり、誓約書を交わして開栓したところもあります。

委員：前回の会議のなかで、中野部長がかつて使用者の実態を調査するために、実際に調べに行ったと伺ったなかで、自分の子どもの同級生だったので、今の若い職員には同じ経験をさせたくないという印象的な話を思い出しました。例えば裁判などになると時間がかかってしまうという話もされていましたが、いきなり訴訟という形でなくても 15 件くらいでしたら 1 件 1 件状況に応じて、1 か月に 1 件 1 時間ずつでも家裁のほうへ振ってしまえば、支払命令などによってこの問題は解決できるのではないかなとも思います。職員の皆さんが頑張ってくれているのはわかるのですが、一部分でも利用できるのであれば、職員の皆さんの負担も減るのではと思います。行政が訴訟で住民と争うというのは、見栄えは悪いのかもしれないですが、事前段階で訴訟のテーブルに着かせるという発想はあっていいのかなと思います。

業務係長：ご意見ありがとうございます。先ほど佐藤委員が部長の話題に触れていたように、私も悪質な滞納者がたまたま子どもの同級生ということがあって、そのような対応も現実問題として行っており、引き続き頑張っていかなければならないという感想です。

裁判所等を利用した債権管理については、私どもとしてはチャレンジしたいとは考えているところも一部ではあって、他の税金や使用料などの部署とも話し合いながら進めてはいるのですが、なかなか一元的にやろうということまではしていない現状です。マンパワーも必要ですし、それぞれの連携も必要なのですが、庁内でも話を進めていければと思っています。

委員：資料 8 ページのグラフにあります滞納額と収納率の数値ですが、この収納率というのは単年度のことを言っているですか。

業務係長：その通りです。未収金の部分も含めての単年度の数値となります。

委員：これだけの未収金があるのに、収納率が 93%にもなるのかと思って聞いてみました。

業務係長：過年度分も含めたその年の調定額に対する収納分となります。

業務主査：下水道事業で言いますと、令和4年度の調定額が現年度分と過年度分で3億7千万円ほどありまして、そのうち収納されたのが3億5千万円ほどあります。残った未収が2千6百万円ほどですが、調定額に対する未収額なので、グラフでいうと収入した分の額はここでは見えないのでわかりづらくなったのかと思います。

業務係長：未収金の部分は基本的には翌年度の調定額に入ってきます。

委員：水道のグラフでいうと、収納率の93.5%の残りの6.5%分が未収で、その額が3千4百万円だということですよ。

業務係長：その通りです。

委員：グラフを見るとこの5年間で滞納額が年々減少して、また収納率は上がってきているので頑張っていたという印象です。それでもまだ、6.5%の人がまだ払っていないだと思ってしまうとちょっとがっかりしてしまいます。要は100人のうち6人の人が金額ベースかと思いますが払っていないということです。案外大きいですよ。払いたくても払えないという人もいるのでしょし、税とかもあるんでしょけれど、ライフラインの水を払わないということがあるんですよ。収納率などが上がってきている中で、職員の皆様のご苦労がうかがえます。

業務係長：滞納されている方が生活保護を受給するとなった際に、毎月の保護費の中には光熱水費分もちろん含まれているのですが、滞納分の支払いに充てる分というのは支給されていないものですから、そういった方は、普段の保護費の中から、やりくりしていただき少しでも滞納分を解消していく状況になります。最低限の保証の中での回収なので心苦しい状況であります。

委員：払いたくても払えないで困っているって感じなのですよ。悪質な方もいるのでしょうか。

業務係長：正直なところ悪質な方もいらっしゃいます。滞納している方で、いざ給水停止を行なうために自宅まで行くと、止水栓のところにゴミやモノをわざとにおいていたり、土を盛って妨害されるというようなケースもあります。少なくとも、そのような方たちと疎遠にならないように、毎月顔を合わせながら取組むといった努力をしています。

委員：過年度分って実質的に収入できないのもあるのではないのでしょうか。昔の分を

収入しようとするとなかなか難しいところであるし、エネルギーが必要となってくるのではないのでしょうか。現年分がどんどん減っていったのはよいことだと思います。回収ってどのくらいの期間で進めているのですか。

業務係長：水道会計では、未収金は平成 17 年から残っている形です。回収の期間については、お客様のケースバイケースにはなりますが、まずは可能な限り半年で未納分を解消するような計画を立てています。

委員：お亡くなりになった場合についてはどうですか。

業務係長：お亡くなりになった場合で、身内も不在でもう回収が見込まれないような場合や、町外へ転出したあとにも転居先が不明となり回収が無理だと判断した場合においては、不納欠損の処理を行ないまして、調定額から除いております。

委員：税金などの場合は、勤め先などに給与照会とかあると思いますが、水道料金などはしていないのですか。

業務係長：法律上は下水道のほうはできることになっていて、納税課と連携しながら、お客様の情報共有を行なっています。税だけ、水道料金だけ回収するといった偏りが無いよう、協力しながら進めています。

委員：今年はとても暑い日が続いているのですが、暑さによって水道の水質などには影響があったりと、苦慮されているのでしょうか。

浄水場長：水質的には問題なくきれいな水を提供できていまして、簡易水道地区の農家で暑い日に 1 日 200 m³くらい増えているかなというところなんです。気温が 30 度を超えると使用量が増えている状況です。

委員：キャッシュレス決済の導入ということで、北海道の税金などはクレジットカードも使えるようになりましたが、手数料がやはり高いのですか。

業務主査：クレジットカードの手数料については、1 件あたりいくらという計算ではなく、カード会社にもよりますが、相場として金額の 3% の手数料がかかることとなります。そうすると、1 万円の支払いの場合なら 300 円と他の手数料と比較して高い相場となっているので検討課題としています。

委員長：し尿処理のほうは、中標津町にもう入っているものなのですか。中標津町への搬

入については、3町で決めたということなのですね。

上下水道係長：現在ですが、標津町にあります処分場のほうへ運んで処理している状況です。中標津町と標津町、羅臼町で構成している根室北部衛生組合のほうで検討を進めており、何パターンかの案があったのですが、中標津町での処理ということに決まり、現在、調査検討しているところです。

5. その他

次回の委員会開催については、審議する議題が生じた際に委員長へ相談し開催することとして、日程は未定とした。 (了)



委嘱状交付



会議の様子